

2012年8月22日

社会保障制度改革推進法ほかの成立にあたって

社団法人 日本医師会

2012年8月10日、社会保障制度改革推進法、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律など、社会保障・税一体改革関連法が成立しました。

日本医師会は、国民の生命と健康を守る専門家集団として、消費税率の引き上げにより社会保障の安定的財源が確保されたこと、消費税収を年金、医療、介護、少子化のために充当することが明確化されたことを評価します。

ただし消費税率の引き上げにあたり、あらためて以下3つの点を要請します。

第一に、消費税収増収分の使途についてです。『社会保障・税一体改革大綱』には、消費税収を「社会保障目的税化する」と記されておりました。日本医師会は、厳密に目的税化されれば、将来、社会保障給付が消費税収の範囲内に圧縮されていくのではないかとかねてより懸念しており、消費税収以外の財源も社会保障給付に要する公費負担の財源に引き続き充てられるべきであると考えています。

社会保障関連法成立前のいわゆる『三党合意』では、「成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分する」との文言が追加されま

した。また、社会保障制度改革推進法には、「保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等を図る」とあり、かつ消費税関連法には、消費税込を成長戦略にも配分するとあります。消費税込を成長戦略の諸課題や公共事業に配分する方向であれば、きわめて問題です。これに対して、野田総理大臣は記者会見で「増収分はすべて社会保障として国民の皆様へ還元をされる」と述べており、増収分はすべて社会保障に充当すべきです。

第二に、控除対象外消費税の解消についてです。法律に明記されているように、税制に関する決定権限を持つ検討の場を早急に設置すること、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善することを強く要望します。

第三に、国民皆保険の堅持についてです。社会保障制度改革推進法は、社会保障の機能の充実と安定財源の確保を実現するものであり、この点は評価します。しかし、給付の重点化、さらには縮小を示唆しており、これは非常に問題です。

たとえば、法律には、公的医療保険制度について、「原則として全ての国民が加入する仕組みを維持する」と明記されており、例外をつくる可能性が示唆されています。国民皆保険は、すべての国民が加入することが大前提であり、日本医師会は政府が国民皆保険を放棄するかのような姿勢を示したことを看過するわけにはいきません。

健康保険の適用範囲の縮小が懸念され、世界に誇れる国民皆保険を歪める保険免責制や受診時定額負担の導入、さらには混合診療の全面解禁につながりかねません。日本医師会は経済力によって受けられる医療に格差が生じる医療の

営利産業化に断固として反対します。

今後、社会保障に関する具体的な検討は社会保障制度改革国民会議で進められます。社会保障は、国民の生命と安全を守るためにあります。政府は、国民の生命と健康を守る専門家集団である日本医師会を社会保障制度改革国民会議に参画させ、意見を真摯に取り入れるべきです。

日本医師会としても、地域医療を担っている者として、地域の医療現場の実態をしっかりと発信してまいります。